

令和4年第3回広尾町議会定例会 第3号

令和4年9月9日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎 美
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 也

兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
地域包括支援センター長	村	上	洋	子
兼健康管理センター長	保	坂	一	也
健康管理センター次長	三	浦	直	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
子育て世代包括支援センター長	佐	藤	清	美
認定こども園ひろお保育園長	西	脇	優	子
認定こども園ひろお保育園副園長	佐々	木	みゆき	
兼豊似保育所所長	佐々	木	みゆき	
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農 林 課 長	平		浩	則
兼町営牧場長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	寺	井		真
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	寺	井		真
港 湾 課 長	安	岡	伸	弘
港 湾 課 長 補 佐	須	田	圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	沖	田	一	美
兼 図 書 館 長	沖	田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田	一	美

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
-------------	---	---	--	---

併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 木 下 利 夫

併 書 記 長 山 岸 直 宏

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 今 村 弘 美

事 務 局 長 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 石 晃 基

事 務 局 次 長 佐 藤 直 美

総 務 係 主 事 淺 野 愛 海

総 務 係 主 事 補 齊 藤 香 月

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

- 1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。
通告順に従い、順次発言を許します。
初めに、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

- 1、11番（旗手） 季節労働者の冬期雇用対策について町長に質問します。
コロナ危機によって、景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに物価高騰が襲いかかり、暮らしと営業に深刻な影響を及ぼし、家計を直撃しています。

今回の物価高は、高齢者世帯ほど影響が深刻だと言われています。お年寄り世帯は、消費支出に占める食料費の割合が高くなる傾向があり、在宅時間が長いと、光熱水費の変動も大きく影響します。

加えて、2019年10月、当時の安倍政権は、消費税率10%への引上げを強行し、その一方で高齢者の生活を支える年金の支給額を削減しました。このような状況の中で、季節労働者の冬期間の生活を支えるために、町独自の冬期雇用対策事業が必要と思います。

大樹町では、毎年、季節労働者の仕事をつくり、今年も通年雇用促進支援事業として芽武地区の農業用排水路支障木伐採処理作業を予算化し、仕事のない時期の生活の一助となっているということです。今年度は参加人数14人、528万円の事業費を計上しているということです。土幌町、幕別町でも工夫をしながら実施をしていると伺います。

本町でも、季節労働者の冬期雇用対策事業を改めて検討、実施すべきではないでしょうか。町長の答弁を求めます。

- 1、議長（堀田） 答弁。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えいたします。
季節労働者の通年雇用化に向けて、平成19年度から帯広・南十勝通年雇用促進協議会が通年雇用

促進支援事業を推進しているところではありますが、広尾町では、直近で平成30年度に2名の方が季節労働者から通年雇用者となった実績しかありません。現在の物価高の影響はもとより、雇用情勢は厳しい状況にあるところでもあります。

過去には、冬期間の雇用の確保と生活の安定を図る事業と位置づけ、平成20年度、平成23年度に明渠排水の雑木処理工事、平成27年度には旧職業訓練センター解体撤去工事、旧陶芸棟解体撤去工事、平成28年度には旧かもめ児童会施設の解体撤去工事、平成29年度には豊似公民館の解体撤去工事を実施してきたところでもあります。

町独自の冬期雇用対策をとるの質問ではありますが、町独自の財源での実施につきましては、費用対効果などを勘案し検討していかなければなりません。国から交付される交付金の活用を含め、総合的に判断していきたいと考えております。

また、今年の1月から水産商工観光課にて、地域おこし協力隊が広尾版ハローワークの構築を手がけておまして、町内での求人情報の一元化や合同チラシの発行などに取り組んだことによりまして、3の事業所で3名が雇用に結びついております。

今後におきましても、一人でも多くの方が雇用に結びつくよう、関係機関や各事業所と情報共有しながら雇用機会の創出を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 今、町長の答弁をいただきましたけれども、本当に今、物価がもうどんどん値上がりして、いろんな自治体でも、それぞれの対策を打っているところだと思うのです。報道を見てもそういうことが分かります。仕事なくなる期間、北海道の場合、どうしても夏場働いていた人も冬は失業するという方がかなりの人数いるわけですし、その人たちの生活をどういうふうにしてサポートしていくかというのも大事な課題になっていると思うのです。

広尾も以前は、町長、今おっしゃったように、いろんな仕事をつくって、季節労働者の雇用の確保ということで努力をしていたことは、私もよく知っています。ただ、ここ4、5年、取り組んでいないということで、やっぱりこういう大変な状況のときに、町としても何かできることがないかということで工夫、検討する必要があるのではないかなというふうに思うのです。びっしりの仕事でなくても、働きたいけれども個人の力では働くことができないと、そういう人たちに対してのサポートの体制といいますか、そういうことと併せて、こういう事業をしたらいいのではないかということ役場の人たちが一番よく分かっていることだと思いますので、その辺について工夫できないかどうか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 住民の方の生活を守るということ、やはり行政として大事な仕事だと思ってお

ります。これまでもご質問を受けたところではありますが、本町といたしましても、今、説明したとおり、いろいろ工夫をしながら取り組んでいるところでもあります。その人たちの仕事の確保のために非効率な仕事をつくるというのは控えなければならないというふうに思っております。

工夫するというのは、冬期間にでも工事ができるというところで、これまでも整理をさせていただいているところでもあります。通年雇用支援、季節労働者対策として、事業はそういう名目になっていませんけれども、冬に工事ができるものであれば、差し支えなければ冬に工事を出して季節労働者の仕事を確保するという、考え方は変わっておりません。

今年も6月に補正をさせていただきまして、解体工事2件、補正予算を組んだところでもあります。確かに非効率ではないかといえ、やっぱり冬に出すと除雪費が余分にかかります。そこは許容範囲なのかなというふうに思っています、そういった工夫をしながら仕事の確保に努めてまいりたいと思います。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 士幌ですとか幕別ですとか、やはり継続しているところも簡単に継続しているわけではないのです。ですから、どういうふうにして冬の仕事をつくるということと、町の環境改善だとかそういうことにつながっていくかということいろいろ考えて、季節労働者も高齢化してきているということもありますから、そうそう難しいというか、専門技術を持った人でなければできないという仕事は、私が今、言っていることにはなじまないことだと思うのですよ。

それで、そういう工夫をしながら、就労センターのようなところに、そういう季節労働者で働きたいけれども仕事がないという人たちを取り込んだりということをやっているという話も聞いているのです。ですから、町長もそれを否定しているわけではないと思うのですが、やはり今、物価がこれだけ上がって、みんな生活が大変、そして寒い冬に向かって心配だという声も聞いておりますので、そういうことについて前向きな検討をお願いしたいと思いますが、期待してよろしいでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） そういった方々の生活を守る観点で、事業を工夫しながら実施してまいりたいと思います。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 私は、2点について町長にお尋ねをいたします。

まず、1点目でありますけれども、加齢性難聴の補聴器購入の助成について質問いたします。

高齢化社会の今日、高齢化が進むに従い、耳が聞こえにくくなる加齢性難聴は年々増加しており、

70代の3分の1、80代の3分の2が該当すると言われております。加齢性難聴は、放っておくと日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となります。

また、最近では、鬱や認知症の危険因子になるとも指摘されています。加齢性（老人性）難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることから、脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。慶應大学医学部の小川郁教授は、高齢者の難聴に何も介入しないと、会話ができないので社会活動が減少し社会的に孤立する、鬱や認知症が進行する、脳が萎縮して意欲が低下し要介護度が高くなる、これによって医療費の支出も増えていくと指摘しております。

日本の難聴率は欧米諸国と大差ないと言われておりますが、補聴器使用率は日本補聴器工業会調べによると、日本の14.4%に対し、イギリス47.6%、フランス41%、ドイツ37%、アメリカ30.2%などと比較しても極めて低い数字となっております。

加えて、補聴器の価格は精度が増すごとに片耳当たりおおむね8万円から25万円であり、保険適用でないため全額自己負担となります。身体障害者福祉法第4条に規定する高度・重度難聴、両耳の聴力が平均70デシベル以上で40センチメートルの距離で会話が聞き取れないもの場合は1割の自己負担で購入できるとなっております。しかし、中等度以下は全額自己負担で、全対象者の9割の方が自費で購入しているとのことであります。

今日、老人性難聴者に係る補聴器購入に助成をしている自治体が全国に広がりつつあります。

東京都内では、補聴器購入助成している自治体は、令和元年度に8自治体であったものが、令和3年度では足立区や江戸川区など15区のほか、三鷹市など17自治体に広がっています。都内15区のうち港区は、補聴器購入補助金額が住民税非課税で13万7,000円、課税世帯はその2分の1を助成しており、都内でも最高額となっております。また、助成している11区が非課税世帯のみ、課税世帯にまで助成しているのが4区となっております。

また、道内でも赤井川村が平成28年度から補聴器購入に対する3万円の助成を実施し、美瑛町でも非課税世帯に2万5,000円の助成をしています。根室市では今年度から医師が必要と認めれば片耳5万円、両耳10万円を上限とする補聴器購入助成をスタートさせました。年齢制限はなく、市民税課税世帯は費用の2分の1、非課税世帯は3分の2が助成されることになりました。

十勝管内でも、豊頃町が令和2年度から3万円の助成を、新得町と浦幌町が昨年度から、それぞれ補聴器購入助成を5万円、2万5,000円を助成しております。補助対象を40デシベルから70デシベル未満の住民税課税世帯でも助成対象としております。

現在、補聴器購入助成をしている自治体でも、所得制限を設けずに実施しているところや、住民税非課税限定にしている自治体など、高齢者にとって切実な要望として取り組んでいます。本町でも高齢化率が40%を超える状況を鑑み、安心して広尾町で住み続けるためにも、早期に補聴器購入助成を実施することが求められると思いますが、町長の答弁を求めます。

次、2点目であります。学校給食費軽減による子育て支援についてであります。

現在の学校給食は、1954年に制定された学校給食法により、今日まで70年近くにわたり推進され

てきたところでありますが、その根源は、1951年に開催されたユネスコの国際会議で、各国の文部省に対し勧告されたことにより制定されたものであります。加えて、この会議でのユネスコは、給食に係る費用について家庭に出費を負わせるべきでないとの勧告も併せてしておるところであります。

今日、我が国において、先進自治体による学校給食費の無料化等が進んでいる状況を鑑みて、文部科学省が平成29年度に全国学校給食費の無料化調査を実施したところであります。その結果、全国の小中学校の学校給食費に対し、全額もしくは一部助成している全国の自治体数は506に達していると平成30年7月に公表いたしました。

群馬県では、平成29年当時、全額無償化が県下35自治体中、全額無償化が8自治体、一部無償化が13、合わせて21自治体の60%であったものが、現在、全額無償化は14自治体に広がり、一部無償化が16、合わせて30自治体と、県下の86%を占めております。

また、山梨県でも、県下27自治体中、全額無償化は2自治体であったものが、現在5倍の11自治体にまで増加しています。このように、29年度以降5年間で学校給食費無償化自治体が飛躍的に進んでいる状況にあります。

また、中核市である人口27万5,000人の青森市は、今年の10月から市内の小中学校の給食無償化を実施すると7月に小野寺市長が発表いたしました。市民からも歓迎の声が上がっているとのことであります。

北海道では令和3年度時点で33自治体が全額無償化を実施していますが、令和3年10月から実施した紋別市や、2006年から小学生のみ無償化している三笠市などが含まれていないなど、無償化自治体数はさらに増えると考えられます。

さらに、今年度から美唄市や釧路町でも無償化を実施しております。

また、白糠町では、平成29年度から第2子以降を全額無償化していたものを、翌年、平成30年度からは全小中学校までに拡大をしたところであります。ご承知のとおり、同町は「子育て応援日本一の町」を宣言し、町なかに看板を掲げています。日本一宣言の内容については、出産祝い金の支給、18歳まで医療費を無料化、この学校給食無料化と合わせて3つの政策が子育て支援であります。

十勝管内でも陸別町、足寄町、浦幌町、鹿追町が学校給食無償化を実施しており、更別村では第2子を半額、第3子を無償としています。また、本別町は、第3子を無償化にし、子育て支援に取り組んでおります。

令和元年度でも学校給食費軽減について教育委員会にただしたところですが、第2子を半額、第3子を無償化した場合の事業費は360万円、第3子を無償化した場合は80万円の費用を要するとの答弁でありました。今日、本町の少子化傾向により、これらの事業費はさらに減額になっていると思いますが、現時点での事業費はどの程度を要するのか、お答えいただきたいと思っております。

本町の令和3年度からスタートした第6次まちづくり推進総合計画で「日本で一番、安心して子どもを育てられるまちをめざす！」をテーマに掲げております。子育て支援の第一歩として小中学生の第2子半額、第3子無償化とし、保護者の負担軽減を図ってはどうかと思っております。町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、加齢性難聴の補聴器購入助成についてであります。

老化による身体機能の低下に対応した高齢者の方々への日常生活や社会活動における支援につきましては、福祉、介護、医療の各分野での法令に基づく公的制度を基本としておりますが、政策として町独自の支援を行う場合は、そのニーズや実施効果などを見極めながら検討する必要があります。本町におきましては、加齢性難聴の方や補聴器を使用されている方の人数などのデータの蓄積はありませんが、補聴器に関する相談が年に数件といった状況から、そのニーズは必ずしも高くないものと認識しております。

ご指摘のとおり、難聴が認知症の危険因子の一つであることは承知しておりますが、補聴器の使用による認知症の予防効果につきましては、まだ十分な医学的知見が確立されていない状況であります。国は平成30年度から3か年計画で「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」を進めておりましたが、新型コロナウイルスの影響で、まだ研究結果が示されておらず、認知症に関しましては補聴器の有効性が明確なものにはなっていないところであります。

補聴器を購入される方への助成につきましては、ニーズの高さや実施効果を熟慮いたしますと、現時点におきましては町独自で実施することは難しいと考えております。加齢性難聴は日常生活を不便にすることだけではなく、コミュニケーションに支障を来し、社会参加や社会活動が減少することで孤立などにもつながる社会問題でもありますので、国が公的補助制度を設けて全国一律の基準で支援することが望ましく、地方から要望していくことも視野に、今後の国の動きを注視していきたいと考えているところであります。

続きまして、学校給食費軽減による子育て支援についてであります。

まず最初に、給食費軽減による事業費であります。第2子を半額、第3子を無償化した場合の金額であります。第2子半額では223万円、第3子無償化で62万円、合わせて285万円程度と試算をしているところであります。この学校給食費軽減につきましては、この議会でも幾度となく質問があり、子育て支援の充実を図る上で有効な施策の一つであることは認識しておりますが、町といたしましては、限られた財源の中、他の支援や施策を含めて検討してきた中で見送りとさせていただいたところであります。

今後も、子育て支援はもちろんのこと、町民が安心して子どもを産み育てる町の認識が高まり、少子化対策への効果も期待できるもの、そして住民全体のニーズも考えながら支援施策の検討を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 補聴器購入助成について再質問をいたします。

先ほどもお話ししましたがけれども、聴力レベル、これは正常値が25デシベル以下ということで、それ以上、それから70デシベル未満までが軽度・中等度難聴というふうに言われております。詳しい聴力検査は耳鼻咽喉科の専門医に行かなければ測定できませんけれども、先ほどのご答弁で補聴器の使用による認知症の予防効果については十分な医学的知見が確立されていない状況という答弁でしたけれども、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会では、いわゆる難聴については日常生活にも支障を来していると、この認識は一緒だと思うのですが、そのことによって認知症発症のリスクを大きくすると、社会的に孤立し鬱状態に陥ると、このように耳鼻咽喉科学会でもそういうふうに使われているのです。だから、医学的知見が確立されていないと言いますがけれども、十分にこういった形で言われておりますし、先ほどの慶應大学医学部の耳鼻咽喉科の小川教授のお話もいたしましたけれども、やっぱりこういった専門的な先生方もそういった部分では指摘をされておりますので、その点で十分に理解をいただけるというふうに思っております。

それで、町長は若いので聞く耳はもちろん、聴力もすばらしいと思うのですが、実は先ほどの70デシベル未満の難聴の方なのでありますが、実際、日本の場合は補聴器が高いので、なかなか我慢をして買わないという実態が多いと思うのです。それが、さっきの統計では欧米の4割から比べたら日本では15%前後ということなのでしょうけれども。この中で、やっぱり難聴でも補聴器を購入しないということで、先ほども紹介いたしました慶應大学の小川教授でありますけれども、難聴というのは、ほほ笑みの障がいというふうに使われているということなのです。なぜほほ笑みの障がいなのかといいますと、要するに難聴の方は、相手から話しをされても聞こえない、何回も繰り返しても聞こえない、それで聞き返すのではなくて、要するに笑ってごまかしてしまう、これがいわゆるほほ笑みの障がいというふうに使われているということなのです。なかなか相手にも理解されにくく、どうしても社会的に孤立化になっていくと、それが認知症や鬱にも進行していくということで小川教授はお話をされております。

そういった意味では、なかなか今、耳鼻咽喉科にまで行って聴力検査をする方は少ないかと思っておりますけれども、例えば本町の介護認定の部分で、そういった聞き取り項目の中に耳の聞こえという項目があるかと思うのですが、その点について、おおよその傾向としてはどのように把握されているのか、それについてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

再開します。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 難聴につきまして、介護認定における調査項目には、その項目はございますけれども、ここ近年の本町の状況については、申し訳ありませんが、把握はしておりません。以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 私もネットとかいろんなデータを調べて、新聞等にも最近もう頻繁に出ておりますけれども、この中で、実施している自治体については、やっぱりそういった当事者、特に高齢者の方の実態調査ですとかアンケート調査、これを実際、実施しているのです。そういった中で実施に踏み切ったというところもあります。

あわせて、これは山形県の庄内町なのですけれども、やっぱりいろんな方々から要望なり意見が寄せられて、それで補聴器が片耳だけでも40万円するという話を聞いて議会で取り上げたということで、これは一昨年の議会で取り上げた事例なのですけれども、中・軽度の難聴者は補聴器の購入に健康保険や公的補助が適用されないため、片耳だけで20万円から40万円が自己負担となり重過ぎると、支援が必要ではないかというふうに町長に求めたという事例が載っていますけれども、実際、メーカーによって違いますけれども、私、調べた性能のいいのは一番高いので片耳50万円、両耳当然100万円を超えるのですけれども、そういった非常に高額な部分であるということでありまして、そういった意味では一定のやっぱりそういった町の助成が必要ではないかということで、庄内町では、この4月から、金額は上限2万円まで65歳以上の所得税課税世帯も含めて対象としているということでやっていますけれども、事前に町としても町民健診によるそういった検査も併せて実施しているというような話もありましたけれども、そういった意味ではどんどん広がっているという部分があるかというふうに思います。

また、先ほども説明いたしましたけれども、東京都の65歳以上の高齢者、例えば15の自治体、区でやっていますけれども、都内全体の高齢化率というのは今年の1月現在で22.7%なのです。例えば本町は高齢化率40%ですから、そういった意味で難聴者の聴力レベルを落とさないためにも、東京都が早期に取り組んでいる対策、そういったものが本町も必要ではないかと思われましてけれども、その点についてどのように考えるか、お答えいただきたいとします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 難聴問題につきましては、本当に耳の聞こえづらい方については、外出するとき危険なことも発生しますでしょうし、いろんな警報も聞きづらくなるなど、そしてまた、認知症につながるのではないかという懸念があるという、そんな声を聞いているところであります。国におきましては、なおさら国の支援から漏れる方にこういういろんな要望があるということで、厚生労働省が3か年かけて調査をする、やっぱり医学的見地から証明をするということに取り組んでい

なのだというふうに思っております。やっぱりその結果を見ながら判断していきたいなというふうに思っているところであります。

議員さんが今、各地の先進的な事例を紹介されましたが、常々言うことでありますが、医療ですとか教育ですとか、やっぱりそういった分野については、できる町、できない町があっては駄目だというふうに思っております、しっかりとこの関係につきましても、国に対していろんな角度から要望していく必要があるのではないかとこのように思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども触れましたけれども、根室市がこの4月から補聴器の購入助成をしております、先ほど医師が必要と診断すれば片耳で上限5万円、両耳で10万円を助成するという内容でお話ししましたけれども、これに加えて、年に1度の修理費としてプラス1万円を助成するという形でやられているということで、非常に補聴器というのは一言で言うと慣れるまでに、脳が認識するまでに3か月程度かかるというようなことで、調整期間ですとか、そういった部分もあろうかと思えますし、そういったことを踏まえてトータルでこのような政策を取っているかというふうに思うのですけれども。

実は、一つの要因として言えるかと思うのですけれども、当然、根室は漁業の盛んな都市でありますけれども、長年、船に乗っていて機関室、エンジンの騒音で耳が聞こえにくくなったと、そういった高齢の方もおられるということも一つの要因として挙げられていますけれども、そういった意味では本町も漁業の町ということであれば、ある意味共通する部分もあるかと思うのですけれども。それで、これについても今まで何回か議会で取り上げてまいりましたけれども、この中で石垣市長は、聴覚障がいという特定分野のみならず、生活の質を確保する支援策を総合的、体系的に行う必要があるという形で、この4月からこういった補聴器助成に踏み出したということでもあります。

いずれにいたしましても、住民税課税、非課税、それぞれ課税世帯でも助成する自治体もあれば、住民税非課税世帯のみを対象とした助成をしている自治体もあります。そういった意味で、年金生活者にとって高額な補聴器はなかなか買えないという実態があるかと思うのですけれども、いわゆる他の町村の事例、住民税非課税世帯の方にも助成をするという、低所得者の方にも特に手を差し伸べる、そういった中で豊かな生活を続けていただくということが必要かと思うのですけれども、そういった意味で例えば一律ではないにしても、低所得者のみの助成制度、そういったことを先行して考えることも必要であるというふうに思いますけれども、その点をどのように考えていますか。お答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、いろいろなお話をされたわけではありますが、やはり孤立をするだとか、社

会参加ができないだとか、いろんな大きな社会問題だというふうに認識をしているところであります。やっぱりこういった課題につきましては、国が公的補助制度をしっかりと設けて、そして全国一律の基準、その中で対応することが望ましいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど、補聴器の使用率が日本は15%で、特にヨーロッパでは、高いところは47%使用率がありますけれども、ヨーロッパでは国が今言ったような補聴器購入について助成しているということで、補聴器の使用率が高いというふうに言われております。日本はそういった意味では、国費で行うというのは、まだまだ先が見えていませんけれども、それを待たずして自治体が先行してやっておりますので、そういった意味では広尾町の実態を、先ほどの答弁ではニーズは必ずしも高くないものと認識しているという答弁ですけれども、私、さっき根室の事例を出しましたけれども、決してそうではないし、実際にそういったきちとしたアンケートとか意識調査をやっていないかと思うのですね。今後、そういったことも含めてやっていくべきだというふうに思っております。

次に、学校給食費の軽減について質問をいたします。

先ほどもお話ししましたがけれども、白糠町のホームページを見ますと、真っ先に「子育て応援日本一の町」というタイトルが目につきます。中身を見ますと、先ほども言いましたけれども、出産祝い金、18歳までの医療費無料化、加えて学校給食無償化ということを実施しているということがあります。それについては、本町も出産祝い金制度を昨年度から実施しておりますし、来年度からは、今まで何回か議会でも取り上げさせてもらいましたけれども、高校生までの医療費無料化、これが実施という見通しでありますので、そういった意味では白糠の3点のうちの2点に肩を並べるという形になるかと思うのですけれども。やはり、白糠町が子育て応援日本一の町の宣伝なので、役場庁舎、それから公共施設、それから国道沿いなどにもこの看板を掲げておりまして、国道を走っていると目立つのです。そういった意味では、町外の方にも広く宣伝できる、そういった効果があるかというふうに思っております。

広尾町も、先ほどの一次でお話ししましたがけれども、日本一安心して子育てできる町を目指すということですから、ぜひそういった意味では、この学校給食の助成については前向きに取り組んでいく必要があるかと思っておりますけれども、その点についてどのように考えているのか、お答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 学校給食費の軽減、特に子育て支援の観点からのご質問をいただいたところであります。

今、他町村のことも言われましたけれども、それぞれ町村によって事情が違いますので、先進事

例は参考にさせていただきますけれども、比較をするものではないというふうに思っているところ
であります。子育て支援からいけば、本町も項目では14項目についての子育て支援を今、取り組ん
でいるところでもあります。出産祝い金に始まり、挙げれば時間がありませんので挙げませんけれど
も、他の町村にも先駆けて、また肩を並べてそれぞれ子育て支援をやっているところでもあります。

こういった子育て支援に関わっては、福祉もそうですけれども、継続してやらなければならない
というところでもあります。一度支援をすると途中でやめられないということもあります。やはり継
続した財政の裏づけがないとできないというところも、ぜひご理解をいただければというふうに思
っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども申し上げましたけれども、文部科学省が平成29年度における全国の学
校給食費の無料化調査、これは平成30年7月に公表したのですけれども、5年経過した今、その後
の調査については文科省では行っていないのです。ですから、全体の正確な数字については押さえ
ていないというのが実態なのですけれども、例えばそれが民間の機関ですとか、マスメディアある
いは県単位のホームページ、これでもって把握できるというようなことなのですけれども、少なく
ともこの5年間で飛躍的に学校給食費無償化は広がっているというのが実態であります。先ほど、
たまたま群馬県、山梨県、両県の事例のお話をいたしましたけれども、5年間で非常に進んでいる
という状況であります。

とりわけ、先ほども少し触れましたけれども、青森市では、今9月ですから先々月、実際6月の
議会でも取り上げられたというふうに出ていますけれども、そのとき、はっきりやると明言しなか
ったのですけれども、その翌月の7月に、10月から小中学校の給食無償化を実施するというふうに
発表したということが新聞でも報じられております。非常に父兄の皆さんから大変喜びの声が上が
っているということでもあります。中核市ですから、ましてや人口27万人、予算規模にすれば相当大
きなものになるかと思うのですけれども、そういった意味では、やっぱり保護者負担軽減と同時
に子育て支援の意味合いも含めて、こういった部分というのは、今、十勝も含めて増加傾向にあり
ますけれども、その点についてもう一度お答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 私どももそういった傾向にあることは十分認識をしているわけではありますが、
しかし先ほども申し上げましたとおり、やっぱり継続的な実施、そしてその裏づけの財源、これ
が必要なわけでもあります。公共サービスというのは、議員には釈迦に説法でありましようが、産業
振興、商工振興、福祉、医療、教育、防災、いろんな各方面に公共サービスを提供しているわけ
であります。財政の規律というのは地方自治体の大原則でありますから、しっかり財政規律を守りな
がら、それぞれ住民サービスの提供を図ってまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 今までも、この学校給食費の軽減については再三取り上げさせていただきました。本来であれば軽減ではなくて無償化ということを提起したいところですが、町の財政を鑑みてハードルを下げて提起をしておりますけれども。

例えば、お隣の韓国なのですけれども、ここでは、日本でも憲法で義務教育は無償とするという条文がありますけれども、韓国の憲法第31条なのですけれども、やはり同じく義務教育は無償とするというふうに書かれているみたいです。学校給食の無償化は義務教育の一部と位置づけられ、国民給食と言い換えることができる、そういった中で無償化に踏み切ったということで、何か2010年から始めたらしいのですけれども、今日見たら、韓国のすごいところは小中高校までなのです。それで、今現在95%が無償化で残り5%が有償なのですけれども、一部の高校生でまだ有償化で、ですから小中学校全てと高校についても無償化になっているということで、韓国は学校給食の無償化について、先ほど冒頭でユネスコのお話をしましたけれども、そういった意味では先進部分だなというふうに思っております。

私、直近では、令和元年の12月に、教育長に対して学校給食の軽減について、取りあえず多子世帯の学校給食の助成について質問をしたところでありますが、このとき、例えば第2子と第3子の半額、無償化については360万円程度ということで、第3子の無償化だけをした場合は80万円ということなのですけれども、現時点では少子化で、例えば第3子だけ無償化にすると62万円できるといふ答弁だったので、確かに地方財政、厳しいさなかでありますけれども、例えばその62万円が広尾町の一般財源に占める割合でいきますと、ちょっと試算しましたら0.008%なのです。ですから、要するに、その額であれば、例えば本別町が実施している第3子無料というのは、それを実施したことにより本町の財政を左右する部分にはならないというふうに私なりに考えているのですけれども、やはり子育て支援の第一歩として、やっぱりできる範囲から一歩進めるということも必要かと思うのですけれども、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） そのぐらいの財源がないのかと、よく言われるところでありますけれども、繰り返しになりますけれども、町全体の財政運営をどうするかというところは総合的に判断をするものでございます。

そういった点で、一つ一つからできないのかというご質問もありました。本町もこれまで子育て支援、決して胸を張って言えない部分もあるかもしれませんが、一つ一つそれぞれの分野で積み重ねてきたところであります。また、先般、行政報告をさせていただきました高校生の医療費の無料化、これも長い間かかった事案であります。一つ一つ積み上げていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

次に、10番、小田雅二議員、発言を許します。

1、10番（小田） 質問は、「書かない窓口」という北見市役所で10年以上も前に始まった業務の改善、とりわけ申請書や届出書などの、いわゆる窓口業務への来訪者に対するのサービスであります。

高齢化社会で、だんだん字を書くのもうまく書けない、そして時間もかかる、書かない窓口というよりも書けない窓口となって、申請書などを書き埋めていくのには大変な作業とも言えます。このことから、北見市のシステムは、住民に対する、丁寧なことはもちろん、住民に寄り添う親切心、そしてその心意気みたいなものも強く感じます。

広尾町としても、同じような業務を遂行していく上で、この北見市の例を参考にするなど様々な改善を図っていくと思われませんが、このことについてお知らせください。

以上です。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 小田議員の質問にお答えをいたします。

窓口業務についてであります。

現時点では、窓口に来られた方に氏名、住所、生年月日、連絡先のほか必要な事項について記載していただいております。本町でも北見市役所と同様のシステムを構築できないか検討した結果、今回の補正予算にて交付請求支援システム、これを導入し、町民の皆様へのサービス向上に取り組んでまいります。

このシステムにつきましては、窓口に来られた方の本人確認書類を基に請求者の住所、生年月日などを住民データから自動入力し、署名と連絡先を記載していただくだけで住民票や戸籍等の書類を交付する、いわゆる書かない窓口と同様のシステムであります。今年度9月より構築し、令和5年2月の稼働を予定しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 幾つか具体的に聞きたいのですけれども、町長はこのシステム改善について、北見の例はいつ頃から知っておられましたか。そして、その後、あつちはあっち、こっちはこっちというような形で一切……あちらの状況を見たのか、見られないのか、いわゆるそういう情報について、どのようにアクションを起こしたのかというのをまず聞きたいと思います。

そして、そのほかに、広尾町もこのような窓口での支援システムをスタートするという事から、大変期待もして、そして何はさておいて住民側にとっては大変助かる、そして楽になると思われれます。私もこの窓口でいろんな事務作業といいますか、いろんな申請をしたり、あるいは振り込んだり、いろんなことをするわけですけれども、やはり途中まで書いていって、例えば役場でここをどう書くとかいろんな質問をしたときに、そのときに初めて、ああ、そこは要らなかったとか、ここだけでよかったとか、いろんなことをそこで学んで、そしてそれだったら先に聞いておくのだったなとか、いろんな具体的にやり取りが職員の方とあるのですけれども、それはこれからいい方向になるということで、それはそれでいいのですけれども。

私は2つだけ簡単に短く例を挙げたいと思うのですけれども、例えば何かを振り込んだりするときの振込依頼書というか、それを持ってコンビニへ行ったり、銀行へ行ったり、あるいは郵便局へ行ったり、いろんなところでやりますけれども、例えば銀行関係で、お金とそれだけを持って行って窓口でどんとやれる銀行もあるし、1回デスクという記載場所というのですか、そこで自分の名前を書いて、それを持って、お金を持って、振込の用紙を持っていくと、そういうところもあって、いろんなパターンがあります。それはそれでいいと思うのですね。銀行のシステムとかいろんな、それは別にどうもこうも言いませんが、例えば1つ、これは窓口ではないのですけれども、あるとき銀行の支店長さんと話していたときに、中小企業融資利子補給というのがありますね。これについて支店長が何を言うかといいましたら、町にお願いしたと、こう言うのですね。何をお願いしたかという、実際にお願いしたのかどうか分かりませんが、ただ1つ、何を言っているかといいますと、その利子補給の申請書を出すときに、今はそれを持って自分の会社とかの名前を書いて水産商工さんに出せばいい。ところが、前は、一度融資されている銀行に行って、そこで確認の判をもらって、そして自分は自分の判を押して、そして今は判も要らないのですけれども、そういうふうにして持っていったと。銀行支店長は、これは役場、町で知っているのだから、どうにも悪い方向に持って、ずるしようなんてことにもならないし、それは変だよねということを行いました。

それはそのときの話なのですけれども、そういうこともあって、私はここの二次質問で何を聞きたいかといいますと、この窓口のみならず、いろんなところで、これはやめてもいいのではないかと、改善してこうやればこれでいいのではないかということが、たくさんあると思うのですよ。私は、このたった1つ2つのことしか知らないけれども、町長はもちろんずっとここの役場において、いろんなところで、まあいいかなという感じでずっと続いていくのであれば、やっぱり徹底していい方向に持って行ってほしいと思うのです。そういう全体的な業務改善というのも、今度この予算でやったときに、同時に、全般的に窓口業務改善週間ではないけれども、そういう形で町として、

より意志、意欲を持った形でやっていただきたいと思うのです、これだけ予算化していますから。そういう意欲、意識を見せつけてほしいというふうに思うのですけれども、そのことについて町として考えがあれば、お願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 常々、行政改革については取り組んでいるところであります。特に、今、議員からご指摘のあったところの業務改善、これは日々、やはりしっかりとした問題意識を持ちながら、改善をするという意識を持ちながら住民サービスの徹底を図ってまいりたいと思っております。

（「いつ頃、この……」の声あり）

（「すみません、議長」の声あり）

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 新聞報道で知り得ました。しかし、担当のほうは早くから情報を入手して9月補正に間に合わせたところであります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 新聞報道、いつですか。私と同じぐらいかな。ちょっと聞きたいのですけれども。

（不規則発言あり）

そうですね。すみません。そうしたら、議長。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） そして、私もネットで、この北見市のやつを見ていたら、やはりこの業務改善の根っこには何があるかという、いろいろ書いていました。そして、いわゆる精神的な支柱と言ったらちょっと大げさかもしれないけれども、「人は、仕事を通じて成長する」、そして「業務改善そのものが人材の育成となる」、こういうふうに書いてあるのです。そして、担当者もこういうふうに言っています。なかなかすごいことだなと、私、感銘を受けました。

ですから、先ほど町長にいつ頃知られたかというのを聞いたかったのは、やっぱりどこかで知っていた人が何人かいたのではないのかな。いや、分かりませんよ。というふうに私は思います。そうしたときに、やはりできるだけ早くいい方向に変えられるものであれば、それだけ高齢者社会でそういうふうな字を書くのが大変だとか、あるいはお子さんがいて、一緒に来て片手でペンで書くようなママさんとか、いろんな人がいるので、そういうことについては、もう少し早めにアクション

ンを起こせなかったのかな、そして私自身も知らないでずっと来たことに対して、非常に自分で自分を残念だと思っています。そういうことから、自分の残念さをそこに売り飛ばすわけではないのですけれども、何とかこれは、もう9月になって、そして来年やるという、実行したいということなので、その辺は速やかに、追いつき追い越せではないけれども、そういう形で何とかやってほしいと思いますし、また、この業務改善は住民のためでもあるけれども、本当に職員のためだとも私は思います。

そして、あと、これはそのとき見られたのだから私には分からないけれども、あと1つ聞いたかったのは、北見市では、この業務改善のシステムを何と著作権料として何か収入を得ているなんていうのもありますけれども、もし知っておられれば、こんなふうにして著作権を、稼いでいると言ったらおかしいけれども、ですよというようなことがあれば教えてほしいと思ったのですけれども、その辺についてはどうですかね。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 本町の業務改善で著作権を持っていることはございません。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 私が言うのもちょっとあれですけれども、基本的にこのことは、一番大事なことは窓口での担当者が、それで職員全体が来訪者、住民に対していかに親身になって、その相手の立場に立ってお手伝いをしていけるかということだと思うのです、根本的には。その上で改善点を探し出して実現に結びつけていけると思うので、その辺、ソフトの部分というか、ハートの部分というか、その辺もしっかりと入れていただければ、本当に住民側としても、いわゆる悪い言葉でのお役所仕事から、全く逆の、真逆のいい体制になると思うので、何とかよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。終わります。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日10日から14日までは議事の都合により休会とし、15日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願ひます。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時23分